

株 主 各 位

東京都港区西新橋三丁目13番7号
株式会社メッツ
代表取締役社長 秋 山 賢 一

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社の第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月20日（木曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝2-5-2 東京グランドホテル 「桜の間」
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目 的 事 項
報告事項 第25期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役2名選任の件
第2号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより当社の議決権を有する他の株主1名に限ります。）
- 〇添付書類および株主総会参考書類の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.metscorp.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 〇また、株主総会終了後、「会社説明会」を開催いたします（同所にて約1時間を予定）。ご多用のこととは存じますが、お時間の許します限り、ご出席賜りますようお願い申し上げます。なお、株主総会が長引く等の理由により、時間の短縮又は中止をする可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、欧州債務危機の長期化、中国経済の減速、中東情勢の混乱等の世界経済の影響や長引いた円高・デフレ環境および雇用環境改善遅れ等により年度当初から景気の先行きが不透明なまま推移いたしました。

そうした中、昨年末の平成24年12月26日に安倍内閣が発足し景気回復を鮮明に打ち出した各政策が発表されたことに伴い、株式相場、不動産価格といった資産価値が徐々に上昇してまいりました。

また、日銀が平成25年4月初旬に今後の金融政策の方針として、さらなる「量的・質的金融緩和」方針を打ち出したことから日本株売買の約60%を占める海外マネーの資金流入が活発になってきております。

当社を取り巻く不動産市況も大きく変わってきており、同じく平成25年4月に発表されました3月の首都圏新築マンション発売戸数は前年同月比約50%の増加となっております。さらに企業不動産(CRE)の分野でも取引が活発になってきたことにより、平成25年1月～3月の企業のもつ不動産(土地、店舗、倉庫、物流施設、工場等)の取引取得額は、リーマンショック前の水準を回復しております。総務省統計局の「国民経済計算」では、不動産業界生産額の国内総生産に占めるシェアも着実に増加してきております。

今後予定されている長期に亘る政府による公共事業投資につきましても国内需要を大きな事業要素とする不動産業界にとりましては、まさに追い風と言った環境になってきております。

当社は、昨年、平成24年6月19日の株主総会で事業の再構築を目指して経営陣を刷新いたしました。更に、新経営陣が過去から培ってまいりました不動産業務のスキル・ノウハウを活かして効果的に事業の再生を図るため、コア事業を不動産事業として事業展開の軸足を大きく切り替えましたが、当社の当事業年度における通期業績は、平成25年3月21日付「通期業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表しました通り、売上および最終利益とも平成24年度計画を大幅に上回る実績を計上することができました。

また資金面では、資金調達円滑化、多様化に努めておりますが、借入金等の有利子負債による資金調達においては、財務の安定性確保および将来の金利上昇リスクを回避する目的として、有利子負債の返済期限の分散並びに金利の固定化に留意した資金調達を財務の基本方針としております。

この結果、当事業年度の売上高は1,473,566千円(対前年同期比1,290.0%

増)となりました。営業利益は48,867千円(前年同期は125,884千円の営業損失)、経常利益は38,822千円(前年同期は128,071千円の経常損失)、当期純利益は34,361千円(前年同期は132,041千円の当期純損失)となりました。これにより1株当たり当期純利益は70円44銭となりました。

事業部門別売上高

(単位：千円)

区 分	第25期(当期) (平成25年3月期)	
	金 額	構成比(%)
不 動 産 事 業	1,473,416	99.9
I T 事 業	150	0.1
合 計	1,473,566	100.0

(2) 設備投資等の状況

特記事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中におきましては、主として販売用不動産を購入するため短期借入金を調達しました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(8) 対処すべき課題

① 事業ポートフォリオの選択と集中

当社を取り巻く事業環境を注視しつつ、事業毎に事業内容の継続・見直しを図り、不採算事業に対する投資判断を早期に行い、事業ポートフォリオを常に見直し、事業の選択と集中に努めてまいります。

② 積極的な提携、資金調達力について

当社の更なる売上・利益の拡大及び経営基盤の安定を図る上で、不動産に関わる情報ネットワークの構築、スマートフォン市場における販売マーケットの拡大及び資金調達力の向上は必要不可欠です。その為にも、当社事業とのシナジーが期待できる優良事業を持つ企業との提携を積極的に押し進めてまいります。

③ 不動産物件の売買について

当期末において不動産在庫は僅少であるため、新たな高収益物件の取得が必須となっております。当社独自の不動産分野におけるコネクションを最大限活用し、主に小型・中型の高収益物件の取得に努めます。

④ 資金調達について

当社が安定的に成長していく過程において、不動産物件購入および研究開発のための多額の資金が必要であり、今後も資金調達の強化、調達方法の多様化に取り組んでまいります。

⑤ 合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間からの解除

当社が平成24年1月26日付で開示いたしました「当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」に記載したとおり、公開買付け者による当社普通株式に対する公開買付けが平成24年1月27日から平成24年2月23日に実施され、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に達したことにより、本公開買付けが成立したことに対し、株式会社東京証券取引所から「上場会社が実質的な存続会社でない」と当取引所が認めた場合に該当したため、平成24年2月24日から平成27年3月31日までの猶予期間入りと定められました。

実質的な存続会社でない」と判断された場合でも、直ちに上場廃止となるのではなく、猶予期間中に「新規上場に準じた審査」に適合すると認められた場合には猶予期間入りから解除され当社株式の上場が維持されることとなります。

当社としましては、新規上場に準じた審査に係る申請を行い、審査に適合し、猶予期間からの解除により上場を維持いたすべく対応いたしてまいります。

上記の課題の達成により、更なる発展のための事業基盤の確立と企業価値の向上を図る所存です。

(9) 財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第22期 (平成22年3月期)	第23期 (平成23年3月期)	第24期 (平成24年3月期)	第25期(当期) (平成25年3月期)
売 上 高	331,011千円	4,459,801千円	106,014千円	1,473,566千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△5,688,555千円	△424,008千円	△128,071千円	38,822千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△6,027,905千円	△412,955千円	△132,041千円	34,361千円
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△12,357円33銭	△846円57銭	△270円69銭	70円44銭
総 資 産	4,847,332千円	346,179千円	211,874千円	355,300千円
純 資 産	746,855千円	333,900千円	201,858千円	236,220千円
1株当たり純資産	1,531円07銭	684円50銭	413円81銭	484円26銭

(注) 売上高には、消費税等は含まれていません。

[第22期]

第22期は、不動産業界を取り巻く環境の悪化が継続していることもあり、リアルエステート事業における販売用不動産の売却や開発に至らず売上高は13%の減収、営業損失はたな卸資産評価損が大きく影響し5,580,388千円、これに伴い当期純損失は6,027,905千円と大きく減益となりました。

[第23期]

第23期は、東日本大震災による国内経済への影響は計り知れず景気の先行きは不透明な状況でありましたが、当社リアルエステート事業におきましては保有していた大型不動産の売却が大きく影響し、売上高は4,459,801千円と前期より大幅に増加しましたが、金融機関からの借入金を完済したことが影響し黒字化までには至らず、経常損失は424,008千円、これに伴い当期純損失は412,955千円となりました。

[第24期]

第24期は、欧州債務危機は払拭されるには至っておらず、また依然として円高基調であり、デフレの影響を受けるなど、国内景気は不透明な状況でありましたが、当社リアルエステート事業におきましては、不動産売却もなされ当事業年度の業績は、売上高106,014千円となりました。経常損失は128,071千円、当期純損失は132,041千円となりました。

[第25期]

第25期は、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
不 動 産 事 業	不動産物件の売買、管理、仲介、サブリース、デューデリジェンス
I T 事 業	モバイル&タブレット端末を用いた、エンタープライズソリューションを用いたサービスの開発・企画

(11) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 店	東京都港区西新橋三丁目13番7号

(12) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
4名	2名増	35.3歳	6ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員2名は含んでおりません。

(13) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社	26,500千円
新生プロパティファイナンス株式会社	13,000千円
株式会社東日本銀行	10,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,951,200株
(2) 発行済株式の総数 487,800株
(3) 株主数 5,819名
(前期末比52名減)
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
吉野勝秀	271,126株	55.58%
大麿純	8,610	1.76
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY-MIRAE ASSET SECURITIE S CO LTD	6,903	1.41
矢部喜美代	4,416	0.90
阿部有紀	4,198	0.86
野村証券株式会社	3,791	0.77
条英樹	3,625	0.74
神戸幸香	3,378	0.69
玉木謙市	3,200	0.65
小曾納和彦	3,042	0.62

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
秋山 賢一	取締役社長（代表取締役）	
長井 光夫	取締役	㈱ロングパートナーズ代表取締役
山賀 保仁	取締役（専務取締役）	
天笠 勝	常勤監査役	
早川 裕司	監査役	
渡邊 守	監査役	

- (注) 1. 監査役早川裕司および渡邊守両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役天笠勝氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役早川裕司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	6名	20,708千円
監査役	3名	11,299千円（うち社外2名 4,800千円）

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
監査役早川裕司および渡邊守両氏に、該当する事項はありません。
- ② 当該事業年度における主な活動状況
(ア) 取締役会等への出席状況および発言状況

区分	氏名	出席状況および発言状況
監査役	早川 裕司	当事業年度開催の取締役会には17回中12回、また監査役会には12回中11回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、専門的見地から意見を述べております。
監査役	渡邊 守	当事業年度開催の取締役会には17回中13回、また監査役会には全てに出席し、司法書士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、社外監査役の責任限定に係る契約の締結に関する事項を定めておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当社の会計監査人としての報酬等の額 | 11,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 11,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後一部改定いたしました。基本方針は下記のとおりとなっております。

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (ア) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、社長をコンプライアンス担当責任者、コンプライアンス統括室をコンプライアンス担当部署と位置づける。
 - (イ) コンプライアンス・ガイドを整備することで、取締役、従業員の行動規範とし、企業倫理、法令順守、透明性のある経営を重視する企業文化の浸透を徹底する。
 - (ウ) 社内組織をシンプルにし、透明性を極限まで高めることで、事業運営、職務執行、取引・契約等の中で法令違反・不正が介在できない体制を維持する。例えば重要な契約書・決裁書・稟議書等は全取締役、監査役が常に閲覧できる、取締役、従業員全員の経費使用状況を社内LANで公開するなどである。

(エ) コンプライアンス担当責任者、監査役を窓口とした、職務執行の法令
順守に関する相談・報告経路の整備を行う。

(オ) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して
は、組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関
係を持たない体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書規程等
の社内規程の定めに基づき執り行う。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

ほぼ全取締役、監査役が出席し、頻繁に開催される取締役会、経営会議に
て想定され得るリスクに対しての検討・対応を協議し、必要な場合には適宜
迅速な対策を講じることをリスク管理体制の基礎とする。不測の事態が発生
した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士を含む外
部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し
これを最小限にとどめるよう努力する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の基本方針その他重要事項を決定する取締役会を毎月1回以上開催す
る。

社長以下全取締役および全監査役が出席する経営会議を毎月1回以上開催
し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況など情報の共有化、コンプライア
ンスの徹底を図るとともに、迅速かつ効率的な意思決定を行う。

取締役の職務執行の権限・責任については職務分掌規程、職務権限規程等
の社内規程において詳細に定め、効率的に職務の執行が行える体制をとっ
ている。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当
該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合においては、
当社の従業員を任命する。

⑥ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

前号の従業員については、取締役からの独立性を確保するために、任命、
解任、人事異動については監査役会の同意を必要とする。

⑦ 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、経営会議の他、重要な会議に出席し、意思決定の過程を把握するとともに、意見を表明することができる。また主要な稟議書、決裁書等重要な書類を閲覧し、取締役および従業員の説明を受けることができる。

取締役および従業員が、法令、定款、その他社内規則への違反および不正な行為を知ったときは速やかに監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は当社の全取締役とは取締役会などを通じ頻繁に情報の共有、意見交換を行うとともに、会計監査人、顧問弁護士とも定期的に意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	344,565	流動負債	118,345
現金及び預金	182,615	短期借入金	49,500
売掛金	180	未払金	48,113
販売用不動産	161,225	未払費用	6,602
前払費用	350	未払法人税等	11,422
その他	194	前受金	1,160
固定資産	10,735	預り金	756
有形固定資産	2,898	その他	790
建物	2,352	固定負債	735
工具、器具及び備品	546	長期預り保証金	735
投資その他の資産	7,836	負債合計	119,080
敷金・保証金	6,860	純資産の部	
長期前払費用	615	株主資本	236,220
その他	360	資本金	2,346,750
		資本剰余金	3,120,187
		資本準備金	2,755,812
		その他資本剰余金	364,374
		利益剰余金	△5,230,716
		その他利益剰余金	△5,230,716
		繰越利益剰余金	△5,230,716
		純資産合計	236,220
資産合計	355,300	負債・純資産合計	355,300

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,473,566
売 上 原 価		1,280,800
売 上 総 利 益		192,765
販売費及び一般管理費		143,898
営 業 利 益		48,867
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
そ の 他	230	258
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,295	
融 資 手 数 料	5,009	10,304
経 常 利 益		38,822
税 引 前 当 期 純 利 益		38,822
法人税、住民税及び事業税		4,460
当 期 純 利 益		34,361

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成24年4月1日残高	2,346,750	2,755,812	364,374	3,120,187
事業年度中の変動額				
当期純利益				
事業年度中の変動額合計				
平成25年3月31日残高	2,346,750	2,755,812	364,374	3,120,187

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成24年4月1日残高	△5,265,078	△5,265,078	201,858	201,858
事業年度中の変動額				
当期純利益	34,361	34,361	34,361	34,361
事業年度中の変動額合計	34,361	34,361	34,361	34,361
平成25年3月31日残高	△5,230,716	△5,230,716	236,220	236,220

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 - ①子会社株式
移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有するたな卸資産
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 資産の減価償却の方法
有形固定資産……………主として法人税法に規定する旧定率法を採用しております。
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
建 物 15年
工具器具備品 5～15年
無形固定資産……………社内利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
3. 引当金の計上基準
貸倒引当金……………個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
ソフトウェアの会計処理……………販売用ソフトウェアの制作費は全て研究開発費であり、当期製品製造原価（売上原価）として期間費用処理しています。
消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

5. 会計方針の変更

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しておりません。

なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保による債務

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	48,224千円
定期預金	10,000千円
	<hr/>
	58,224千円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	49,500千円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	2,088千円
-------------------	---------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	487,800	-	-	487,800

2. 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当する事項はありません。

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当する事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主たる原因は未払事業税および繰越欠損金等であり、評価性引当額を控除しています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達を行っております。

借入金の使途は運転資金および販売用不動産の取得資金です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	182,615	182,615	-
(2) 短期借入金	(49,500)	(49,500)	-
(3) 未払金	(48,113)	(48,113)	-
(4) 未払法人税等	(11,422)	(11,422)	-

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金、(3) 未払金及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 敷金・保証金(貸借対照表計上額6,860千円)は、返還時期の見積もりが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	484円26銭
2. 1株当たり当期純利益	70円44銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月22日

株式会社メッツ
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員 公認会計士 寛 悦 生 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 江 黒 崇 史 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メッツの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膾本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの第 25 期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項および第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第 3 号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成25年 5 月 27 日

株 式 会 社 メ ッ ツ 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 天 笠 勝 ㊞

社 外 監 査 役 早 川 裕 司 ㊞

社 外 監 査 役 渡 邊 守 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名（内、社外取締役1名）を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有株式数
1	笠原 弘和 (昭和51年9月18日)	平成10年3月 学校法人湘央学園 湘央医学技術専門学校入校 平成10年4月 同校臨床検査技術学科専任教員就任 平成15年3月 同校専任教員退任 平成15年3月 プライムマックス株式会社入社 平成19年2月 同社不動産部に配属 平成24年6月 プライムマックス株式会社退社 平成24年6月 株式会社メッツ 入社 広報・IR部長就任	一株
2	田中 豊 (昭和17年8月14日)	昭和41年4月 全国信用金庫連合会(現 信金中央金庫)入会 昭和63年5月 静岡支店長就任 平成2年7月 福岡支店長就任 平成3年10月 システム企画部長就任 平成5年6月 財務企画部長就任 平成8年5月 理事就任(人事部長委嘱) 平成11年6月 理事退任 株式会社しんきん信託銀行常務取締役就任 平成15年6月 株式会社しんきん信託銀行常務取締役退任 全国信用不動産株式会社代表取締役社長就任 平成19年6月 興産信用金庫非常勤理事就任 平成21年6月 全国信用不動産株式会社代表取締役社長退任 平成25年6月 興産信用金庫非常勤理事退任	一株

(注) 1. 両者は新任の取締役候補者であります。

2. 取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 田中豊氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役の選任理由について

田中豊氏は、全国信用金庫連合会(現 信金中央金庫)理事、株式会社しんきん信託銀行常務取締役、全国信用不動産株式会社代表取締役社長等を務められ、長年にわたり経営の中核を担っており、その経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

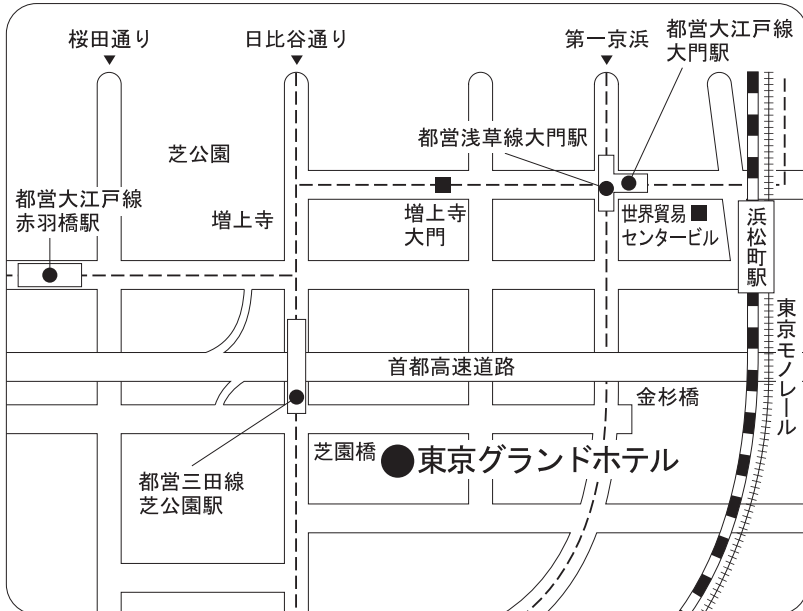
第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である清和監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	三優監査法人	
事 業 所	(主たる事務所) 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号エステック情報ビル15階 (その他の事務所) 大阪市北区堂島浜一丁目4番16号アクア堂島NBFタワー14階 名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号住友生命名古屋ビル14階 福岡市中央区天神二丁目14番13号天神三井ビル2階	
沿 革	昭和61年10月	監査法人三優会計社設立
	昭和62年9月	大阪事務所 設置
	平成2年12月	福岡事務所 設置
	平成8年1月	BDO Binder BV (現BDO International Limited) と業務提携
	平成8年3月	三優監査法人に商号変更 現在に至る
海外事務所との提携	平成8年1月	BDO Binder BV (現 BDO International Limited) と業務提携
概 要	構成人員	平成25年3月31日
	社員 (公認会計士)	27名
	職員	151名
	(公認会計士)	(61名)
	(その他監査従事者)	(43名)
	(その他職員)	(20名)
	計	178名
	監査関与会社	165社

以上

株主総会会場ご案内図



- 都営地下鉄三田線芝公園駅下車 徒歩約3分
- 都営地下鉄大江戸線赤羽橋駅下車 徒歩約7分
- JR・モノレール浜松町駅下車 } 徒歩約10分
- 都営地下鉄浅草線大門駅下車 }

会場 東京都港区芝二丁目5番2号
東京グランドホテル 「桜の間」